

変更箇所の概要

ここでは、今回の通知の主たる変更点の概要を記載します。

変更点その1 医師の所見について

国の通知「老企第36号 第2の9(2)」のウにより、軽度者に対する福祉用具貸与が認められるためには、次の3つの要件を満たす必要があります。

- ①特定の状態像 i) ~ iii) (下記) のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されていること。
- ②その判断を基に、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていること。
- ③市町村が書面等確実な方法により①及び②を確認し、必要性を認め、福祉用具貸与を承認すること。

特定の状態像 i) 頻繁な状態変動	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に利用者等告示第31号イに示す状態像に該当する者
特定の状態像 ii) 急性増悪	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに頻繁に利用者等告示第31号イに示す状態像に至ると確実に見込まれる者
特定の状態像 iii) 重篤化回避	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号イに示す状態像に該当すると判断できる者

これらの要件のうち①の医学的所見は、基本調査では利用者等告示第31号のイ（日常的に起き上がりが困難な者等）に該当しないと判断された者について、疾病その他の原因による「頻繁な状態変動」、「急性増悪」、「重篤化回避」のいずれかの理由により、利用者等告示第31号のイ（日常的に起き上がりが困難な者等）に該当するという医師による判断を求めるものです。したがって、医師の所見は、単に用具が必要か否かではなく、これらの内容が読み取れるものになっている必要があります。

具体例「パーキンソン病で内服加療中の「ON・OFF 現象」によって、頻繁に臥位からの起き上がりが困難となる。(特定の状態 i に該当)」

よって、取扱い変更後は、医師の所見が「〇〇が必要である」という記載だけでは不十分とし、上記具体例にあるような記載まで求めることとします。なお、様式（医師の所見書）を示しますので、こちらをお使いください。

また、③の要件について、これまでは医師の所見は必ず医師が記入したものを求めていました

が、取扱い変更後は、ケアマネージャー等が医師から聴取した内容を記録したもので可とします。こちらについても様式を示しております。なお、主治医意見書に「〇〇が必要である」という記載だけがあっても、取扱い変更後は不十分となりますので、足りない情報を医師から聞き取り、参考様式、担当者会の記録、支援経過等に記載して提出する必要があります。

医師の所見を確認する場合、単に情報提供を求めるのではなく、アセスメント内容、必要と思われる用具の種目等、医師が判断するのに必要な情報を明らかにしてください。

変更点その2 申請の期限について

これまで明確に定めてはありませんでした。申請の期限については、原則貸与開始前に提出していただくこととし、申請日から遡って軽度者への貸与が有効とできるのは、提出日の属する月の初日までとします。やむを得ない理由がある場合は、さらに遡ることが可能ですが、事前に電話等によりその旨の連絡をしていただくようになります。単なる失念は、やむを得ない理由とはなりません。なお、やむを得ない理由があるにしても、必ず、貸与開始前に医師の医学的な所見を聴取し、サービス担当者会を開いて、福祉用具貸与が特に必要である旨の判断をしている必要があります。これらが守られない場合は、貸与期間の全部又は一部が利用者の自己負担となってしまうこともありますので、ご注意ください。

変更点その3 決定の有効期間

これまでは、例外給付貸与承認決定の有効期間は、認定の有効期間までとしていましたが、今後は、原則有効期間はない取扱いとします。ただし、更新や区分変更によって、現状よりも要介護度が軽度になった場合は、再度申請していただく取扱いとします。したがって、一度例外給付貸与の決定を受けた後の更新や区分変更の結果が、維持又は重くなった場合は、申請の必要はありません。

なお、この通知以前に申請され、決定を受けているものについては、認定有効期間が例外給付承認決定の有効期間となっております。したがって、期間終了後も福祉用具貸与が必要であれば、今回の通知内容を適用して再度申請していただく必要があります。その決定分から有効期間なしの取扱いとなります。